



ホット情報公開。
2次元コード対応ケータイ
で読み取れます!

JAS法

その1 **JAS規格制度**

JASマークは安心のしるしです!

JAS法ご存じですか? 正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。この法律は「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定めており、この法律に従って食品などには、JASマークや原産地などの表示が付いています。今回は、マークを中心としたJAS規格をご説明いたします。



JAS規格制度とは

農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品に、JASマークを付けることを認める制度です。

- JAS規格
- 一般JAS規格
 - 特定JAS規格
 - 有機JAS
 - 特定JAS
 - 生産情報公表JAS



JASマークあれこれ



JASマーク (一般JASマーク)

国が定めた規格・基準に合格した農林物資(加工食品や木材など)に付けられる、品質を保証するマークです。
● 飲食料品や油脂 ● 農産物、林産物、畜産物、水産物など(酒類・医薬品等は除く)



有機JASマーク

生産農家の方々が工夫と手間をかけて土づくりを行い、育てました。

化学的に合成された肥料や農薬を原則として使わない農産物・農産物加工食品に付けられるマークです。このJASマークを付けてあれば、「有機○○」「オーガニック××」などと表示ができます。



特定JASマーク

特別な生産や製造方法、特色のある原材料についてJAS規格(特定JAS規格)を満たす食品に付けられます。



- 熟成ハム類
- 熟成ソーセージ類
- 熟成ベーコン類
- 地鶏肉
- 手延べ干しめん

食品のつくり方を保証します



生産情報公表JASマーク

消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する必要があります。その一環として、食品の生産情報を、事業者が消費者に正確に伝えていることを第三者機関(登録認定機関)が認定するJAS規格制度のことで。



2005年3月現在牛肉・豚肉に実施

表示方法はワンポイントシールでも対応できます!

- 生産情報の公表の方法 <http://www.xxxco.jp> or FAX: 〇〇-xx-xxxx
- だれが生産したのか → 管理者・と畜者の名称
 - どういう牛なのか → 牛の種別・出生年月日など
 - どこで生産したのか → 飼養施設・と畜場の所在地
 - どのように生産したのか → 給餌飼料・動物用医薬品がパソコンやFAXで確認可能!

だれが、どこで、どのように生産したか(生産情報)がわかります。第三者がしっかり確認しています。

詳しく知りたい方は 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 まで ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp>

その他、要望、ご意見等ありましたら 顧客管理部までお問い合わせ願います。
E-mail: tsuzuki@osp.co.jp

次号vol.68はJAS法2の特集です。2005年3月22日発行
バックナンバーが必要な場合は、担当営業までご連絡下さい。